

障害児者の介護者等へのマッサージサービス助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度身体障害児者を介護する家族等に対し、長岡京市内指定診療所で利用できるマッサージサービス券を助成することにより、家族の介護負担の軽減やリフレッシュを図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 助成対象者は、長岡京市在住で療育手帳及び身体障害者手帳を持つ者の介護者とする。

(利用手続き)

第3条 助成券の発行を申請する者は、マッサージサービス助成券申請書(様式1)、介護を必要とする者の療育手帳及び身体障害者手帳の写し、介護者の身分を証明するものの写しを会長に提出しなければならない。

(利用決定)

第4条 会長は、申請書を受理した後、直ちに申請書の内容等を調査し、助成が決定したときは、マッサージサービス助成券決定通知書(様式2)を申請者に通知し、助成券を交付するものとする。

(助成券の有効期限等)

- 第5条の1 助成券は、介護者1名につき年6,000円分(1,000円券6枚)を交付し、原則として申請者のみが利用できるものとする。
- 2 有効期限は、4月1日～翌年3月31日の1年間とする。
 - 3 助成券に有効期限・公印の無いものは無効とする。
 - 4 助成券は、紛失等があった場合でも再発行しないものとする。

(利用方法)

第6条 別紙に定める市内の指定診療所で利用することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。